

令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告に関する 「大学入試のあり方に関する検討会議」(提言)の抜粋

「第1 基本方針」関係

第1章 大学入学者選抜のあり方と改善の方向性

1. 大学入学者選抜に求められる原則

原則①:当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定

- 大学入学者選抜は、各大学が各々の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)や教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を定めて行うものであり、当該大学で学び、卒業するために必要な能力・適性等を評価・判定することを目的とするものである。

原則②:受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保

(形式的公平性の確保)

- 大学入学者選抜の結果が当事者である受験者をはじめ、社会から信頼されるものであるためには、受験機会や選抜方法における公平性・公正性の確保が重要である。具体的には、同一選抜区分においては、公平な条件での実施(形式的公平性の確保)が不可欠である。(後略)

(実質的公平性の追求)

- 形式的公平性の確保とともに重要なのは、地理的・経済的条件に配慮した受験機会の確保や、障害者差別解消法の規定に基づく障害のある受験者への合理的配慮の充実、多様な背景を持つ学生の受入れへの配慮など実質的公平性の追求である。(後略)

原則③:高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施

- 大学入学者選抜は各大学が責任を持って主体的に実施するもの(原則①)である一方、高等学校以下の教育課程や指導方法に与える影響が大きいことから、それらの発展の障害とならないよう、高等学校教育を尊重する観点から種々の配慮を行うことが重要である。(後略)

第4章 地理的・経済的事情、障害のある受験者への合理的配慮等への対応

2. 大学入学者選抜の受験機会における地理的・経済的条件等への配慮

- (前略)また、大学入学者選抜実施要項の基本方針において、年齢、国籍、家庭環境とともに障害の有無や居住地域、性別等に関して多様な背景を持った学生の受入れの配慮についての記載の充実を求める指摘があった。今後、大学・高等学校関係者の協議において検討いただきたい。

「第3 入試方法」関係

第1章 大学入学者選抜のあり方と改善の方向性

4. 入試システム全体に目配りした総合的な検討の重要性

大学入学者選抜の改善に当たっては、一般選抜の改善や大学入学共通テストの改善に過度に偏ることなく、一般選抜と総合型選抜・学校推薦型選抜との役割分担、大学入学共通テストと個別試験との役割分担を踏まえた総合的な検討が重要である。

(1)一般選抜と総合型選抜・学校推薦型選抜との役割分担

- 限られた時間で学力検査を中心に多数の受験者の合否判定を行う一般選抜と比較して、総合型選抜・学校推薦型選抜は、時間と労力を要するものの、より丁寧で多面的・総合的な選

抜に向いているほか、採点に時間の掛かる選抜方法(面接、口頭試問、小論文試験をはじめとする高度な記述式問題の出題等)も実施しやすい等の利点を有する。

- また、多様な価値観を持つ多様な人材が集まり新たな価値を創造するキャンパスを実現する観点からも、多面的・総合的な選抜の果たす役割は大きい。特に、我が国の大学のグローバル化の中で求められている秋季入学の導入等の入学時期の弾力化への対応については、多様な学生の受入れ等の観点から、学力検査を中心とする通常の一般選抜ではなく、柔軟な対応が可能な総合型選抜・学校推薦型選抜を活用する意義が大きい。
- さらに、総合型選抜・学校推薦型選抜は、選抜時期の分散や面接等のオンライン化も可能であり、同一日に一斉に実施される一般選抜と比べ、感染症のまん延のような事態や大規模自然災害への耐性が高く、受験機会の複数回化にも資する。公平性・公正性の確保に十分留意した上で推進すれば、我が国の入試システム全体の安定性や柔軟性を高める観点からの意義は大きい。

第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

3. 総合型選抜・学校推薦型選抜の推進

(1) 求める人材の特性に応じた総合型選抜・学校推薦型選抜の推進

- 第1章で述べたように、一般選抜と比較して、総合型選抜・学校推薦型選抜は、評価に一定の時間を要する選抜方法(面接、口頭試問、小論文試験等)も実施しやすいなど、より丁寧で多面的・総合的な選抜に向いているだけでなく、志願者と大学とのより良いマッチングにもつながり得るものである。また、選抜時期の分散や面接等のオンライン化も可能であり、同一日に一斉に実施される一般選抜と比べ、感染症や大規模自然災害への耐性が高いなど、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における意義は大きい。
- (中略) 上述の総合型選抜・学校推薦型選抜のメリットを踏まえれば、実施率の低い分野や学部との選択と卒業後の職業選択との関係が強いなど人材育成上の必要性のある分野等において、強い目的意識や高い志を持った者等の選抜を一層重視する観点から、総合型選抜・学校推薦型選抜の果たすべき役割は大きい。各大学においては、学問分野の特性を踏まえつつ、選抜基準の明確化や(2)で述べる適切な学力把握措置を採った上で、総合型選抜・学校推薦型選抜を推進することが期待される。

第4章 地理的・経済的事情、障害のある受験者への合理的配慮等への対応

2. 大学入学者選抜の受験機会における地理的・経済的条件等への配慮

(特別選抜等の実施)

- 今般の実態調査等の結果、地理的・経済的事情のある志願者等のための様々な優れた特別選抜等の取組事例(例: 児童養護施設の入所者を対象として検定料・入学金・学納金を免除した選抜区分の設定、児童養護施設の長の推薦による選抜、地方出身者・離島出身者を対象とした公募型推薦入試、進学第一世代を対象とした奨学金、昼間のキャンパスでの勤務を前提とした夜間学部の総合型選抜、難民を対象とした選抜区分の設定 等)が明らかとなった。そのほか、例えば、外国にルーツを持つ生徒を対象とした特別選抜を行っている大学や、男性に偏りがちであった電気・機械工学の分野における女性研究者や技術者を育成することを目的として女子を対象とした学校推薦型選抜を行っている大学もある。
- こうした特別選抜は、大学入学者選抜における実質的な公平性の追求や多様性を生かすキャンパスの実現の観点から意義が大きい。その趣旨・方法について社会に対し合理的な説明ができること(原則②: 受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保)、志願者の入学後の教育に必要な学力の確保に留意すること(原則①: 当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定)が必要である。

- 文部科学省においては、こうした特別選抜の取組の普及を図る観点から、大学・高等学校関係者との協議を経て、大学入学者選抜実施要項で留意事項を示したり、他の模範となる取組を促進する方策を講じたりするとともに、好事例を公表することが適当である。(中略)今後、大学・高等学校関係者の協議において検討いただきたい。

「第6 学力検査等」関係

第2章 記述式問題の出題のあり方

4. 記述式問題の出題推進の考え方

- したがって、記述式問題は、教科・科目や選抜区分の特性、各大学が求める能力や出題の意図等によって様々であるが、上述のような必要性に鑑みれば、各大学の入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、試験実施上可能な範囲で受験者に記述させる問題を取り入れ、「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を充実させることは、第1章で整理した「大学入学者選抜に求められる原則①」(当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定)の観点に沿ったものであると考えられる。
- (前略)各大学の多様性や自主性を尊重して一律の義務付けを行うことは適当でないが、大学入学者選抜で「記述させる部分をできるだけ増やしていく」「思考力・判断力・表現力等の評価を充実させていく」という大きな方向性を共有することは極めて重要であり、その出題が推奨されるべきと考える。

第3章 総合的な英語力の育成・評価のあり方

4. 総合的な英語力評価の推進の考え方

(3)各大学の個別試験の役割

- 資格・検定試験を活用する場合、具体的な活用としては、例えば、①大学入学共通テスト又は個別試験で「英語」の出題を継続しつつ、資格・検定試験スコアでの代替等を認める選抜区分を設定する方法、②資格・検定試験スコアを必須とする選抜区分を設定する方法などが考えられるが、地理的・経済的事情への配慮の観点から、国際的に活躍する人材育成を行うなど、総合的な英語力を特に重視する入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を持つ大学・学部以外の場合は、例えば同じ学部において、スコアを利用しない選抜区分(いわゆる非利用枠)を設ける、当該大学の定める利用方法において資格・検定試験と個別学力検査のいずれか有利となる方を選択的に使えるようにする等の措置の設定が望まれる。また、感染症の拡大や自然災害等の影響により、資格・検定試験の実施が困難となるような事態を想定し、やむを得ない理由によりスコアの提出が困難な場合の代替措置等についてもあらかじめ検討しておくことが望まれる。

5. 総合的な英語力評価の推進策

(2)地理的・経済的事情への配慮

- 英語資格・検定試験の活用を大学入学共通テストの枠組みで実施しないことにより、地理的・経済的事情への配慮の問題は相当程度解消されるが、個別試験における資格・検定試験の活用については、例えば、検定料の減免やアクセスしやすい会場の設定等を含め、文部科学省には、関係機関・団体と連携・協力し、必要な措置を講じることが求められる。

- 英語資格・検定試験を大学入学者選抜で活用する場合、受験機会における実質的公平性（原則②：受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）を最大限確保できるよう、文部科学省、大学、高等学校、資格・検定試験実施団体をはじめ関係者が連携・協力し、地理的・経済的な事情への配慮措置を可能な限り講じることが必要である。例えば、資格・検定試験を大学入学者選抜に活用する場合、大学においては、地理的・経済的な事情から当該試験を受検することの負担が大きい志願者等のために、資格・検定試験を利用しない選抜区分を設ける、当該大学の定める利用方法において資格・検定試験と個別学力検査のいずれか有利となる方を選択的に使えるようにする等の措置を講じることが望まれる。
 - また、低所得層への受験料の減免や資格・検定試験を活用する選抜区分における低廉な受験料の設定などの各大学の取組を促進する方策を検討するとともに、関係者間の協議を行いつつ、資格・検定試験実施団体に対し、低所得層への検定料の減免、オンライン試験の導入の検討を要請したり、資格・検定試験実施団体、高等学校、教育委員会等に対し、資格・検定試験の高校会場の拡充への協力を求めたりすべきである。このことについては、第4章でも述べることとする。
- (3) 文部科学省のイニシアティブによる試験団体及び高大関係者による恒常的な協議体の設置
- 以上のような配慮を充実させるためには、資格・検定試験実施団体をはじめ、多岐にわたる関係者が連携・協力する必要がある。このため、文部科学省のイニシアティブにより、資格・検定試験実施団体と高大関係者等による恒常的な協議体を設け、例えば、低所得層への検定料の減免、オンライン受検システムの整備や高校会場の拡充、障害のある受験者への合理的配慮の推進、成績提供の利便性の向上、問題集の出版などを含む試験実施団体内部での利益相反等に関する問題への対応のあり方、各試験の質や水準等に関する第三者評価のあり方や調査研究の実施といったテーマについて議論することが有益であると考えられる。

「第13 その他注意事項」関係

第4章 地理的・経済的な事情、障害のある受験者への合理的配慮等への対応

3. 障害のある受験者への合理的配慮の充実

- （前略）令和3年5月の障害者差別解消法の改正により、私立大学についても合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、取組の一層の充実を図る必要がある。
- 各大学においては、支援を担当する部署を設けて、学生から申出があるときには個別に丁寧に相談に応じ、大学入試センターにおける長年の蓄積や、各大学での先行事例も参考としつつ、何ができるかを真摯に検討することが必要である。（後略）